

# 利益相反管理方針

## 1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下、法令等という。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下、商品等という。）を利用し又は利用しようとする方（以下、お客様という。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するための取り組みを継続的に行ってまいります。

## 2. 利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正な業務を遂行いたします。

## 3. 利益相反管理の対象となる取引（対象取引）について

利益相反とは、当組合とお客様の間及び当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下、対象取引という。）として、以下の（1）、（2）に該当するものを管理いたします。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在する場合

（2）（1）の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反する場合

## 4. 利益相反取引の類型について

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引には、対象取引に該当する可能性があります。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引

（2）お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引

（3）お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

## 5. 利益相反管理体制について

適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理担当理事及び管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、役職員に周知・徹底を図ります。

## 6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲について

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみといたします。